

# 平成19年から 所得税・住民税が変わります

問い合わせ先 税務課(合志庁舎) ☎248-1114

## 調整控除が創設されます

所得税と住民税の控除額の差額から生じる負担額の調整のための調整控除が創設されます。所得税と住民税では人的控除(基礎控除、扶養控除など)の額に差があり、例えば住民税の税率が5%から10%に引き上げられ、所得税が10%から5%に引き下げられる人で基礎控除のみの方は、税率は合計15%で変わりませんが、基礎控除の差額5万円(所得税38万円・住民税33万円)の5%相当である2千5百円税額が増えることになります。これを調整するための調整控除が適用されます。

調整控除は個々の適用状況により、次のとおり計算します。

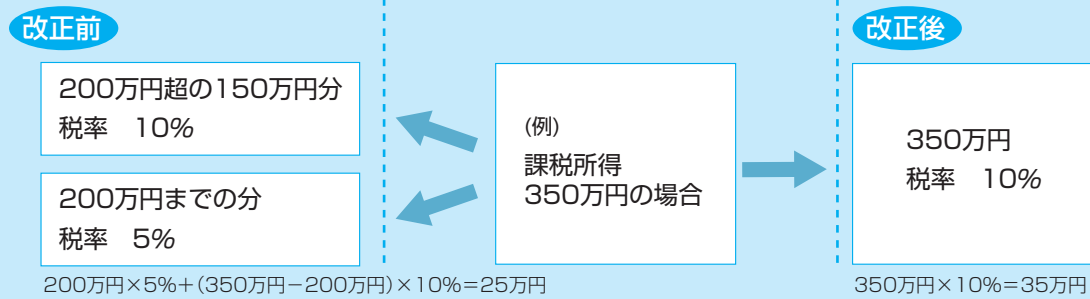
## 調整控除の計算方法

- 合計所得金額が200万円以下の人  
次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額の5%  
(ア) 5万円(基礎控除分)+基礎控除以外の人的控除額の差の合計額  
(イ) 合計所得金額
- 合計所得金額が200万円を超える人  
次の計算により算出した金額(5万円以下の場合は5万円)の5%  
5万円(基礎控除分)+基礎控除以外の人的控除額の差の合計額-(合計課税所得-200万円)

## 税率のかけ方 住民税の税率のかけ方は次のようになっています。

※改正前の住民税は、下の図のように課税金額の区分内(右の税率表参考)でそれぞれの税率をかけて税額算出します。改正により一律10%の税率となります。

### <住民税>



## その他の主な税制改正

### 1 定率減税が廃止されます

平成18年度	平成19年度
市県民税所得割の7.5%(上限2万円)	廃止

※所得税の定率控除……平成18年分所得は10%(上限12万5千円)です。19年分所得から廃止されます。

### 2 65歳以上の人の非課税廃止の経過措置

平成17年1月1日現在で65歳以上であった人(昭和15年1月2日以前生まれ)で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合の税額が、平成18年度の3分の1課税から平成19年度は3分の2課税になります。この非課税廃止の経過措置は平成19年度で終了し、平成20年度からは全額課税となります。

平成18年度	平成19年度	平成20年度
算出税額 2/3減額 1/3課税	算出税額 1/3減額 2/3課税	算出税額 全額課税

## 平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります

### 「何が変わるの?」

「地方でできることは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体の改革」がすすめられています。

この中で地方の自主的な財源確保のために実施されるのが「税源移譲」です。具体的には所得税(国税)と住民税(市税)の税率を見直すことにより、国から地方へ約3兆円の税源移譲が実施されます。

税源移譲によって、住民の皆さんへの行政サービスを、地方自らの責任でよりよく、効率的に行うことを目指します。

## 税源移譲による主な税制改正

### 市県民税所得割の税率が改正されます

それぞれの税率は次のとおりです。これにより、多くの人の市県民税は増額になります。

改正前			改正後		
	課税所得	税率		課税所得	税率
市県民税	200万円までの金額	5%	市県民税	— 一律	10%
	700万円までの金額	10%			
	700万円超の金額	13%			

	課税所得	税率		課税所得	税率
所得税	330万円までの金額	10%	所得税	195万円までの金額	5%
	900万円までの金額	20%		330万円までの金額	10%
	1800万円までの金額	30%		695万円までの金額	20%
	1800万円超の金額	37%		900万円までの金額	23%
				1800万円までの金額	33%
		1800万円超の金額	40%		

「課税所得」は次により計算します

$$\text{収入} - \begin{matrix} \text{給与収入は給与所得控除額} \\ \text{公的年金収入は公的年金等控除額} \\ \text{事業・農業等は必要経費} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{所得控除} \\ \text{(社会保険料控除・扶養控除など)} \end{matrix} = \text{課税所得}$$

### 新しい税率は所得の種類により次のとおり適用されます

	市県民税	所得税
○給与所得者・年金受給者	平成19年6月から	平成19年1月から
○営業・農業など事業所得者	平成19年6月から	平成19年分の確定申告(平成20年申告)